

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年6月29日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

鶴見区鶴見中央地区緊急下水道工事

2 履行（納品）場所

鶴見区中央三丁目26番18号地先

3 契約日

令和2年2月26日

4 履行日又は履行期間

令和2年3月31日まで

5 契約金額

¥636,900. -（うち 地方消費税等相当額 ¥57,900. -）

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 石田建設株式会社 代表取締役 石田 典明

住 所 横浜市泉区岡津町1573番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見第二幹線から新羽末広幹線への流路である特殊人孔内のドロップシャフトにおいて、点検時にグレーチングの損傷が発見されました。グレーチングは固定金具から一部が外れた状態となっており、このままの状態で置いておくと約37m下まで落下および流下して、新羽末広幹線を含む他の下水道施設に多大な損傷および能力低下を与えることが予想されます。したがって、当該下水道施設を利用している市民の下水道行政サービス維持のため、当該グレーチングの即時の撤去およびグレーチングに代わる部材の設置が必要となりました。

8 契約の相手方の選定理由

石田建設株式会社は、契約当時において鶴見区内で横浜市発注の下水道工事を施工していたため、工事に必要な資材を緊急に手配することが可能でした。また、下水道工事の作業を熟知した作業員を緊急に手配することも可能であったことから選定しました。

9 所管課

環境創造局管路保全課